明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律（二一）　八
○内閣法等の一部を改正する法律（二二）　九
○気象業務法及び国土交通省設置法の一部を改正する法律（二三）　一〇
○森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律（二四）　一二
○エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律（二五）　一三
○健康保険法等の一部を改正する法律（二六）　一六
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（二七）　三
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（二八）　四
○地方公共団体情報システム機構法（二九）　八

〔政　令〕
○公職選挙法施行令及び日本国憲法の改正手続に関する法律施行令の一部を改正する政令（一五九）　八
○内閣官房組織令及び高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部令の一部を改正する政令（一六〇）　九
○内閣府本府組織令の一部を改正する政令（一六一）　九
○森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法施行令（一六二）　九
○エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（一六三）　九
○健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（一六四）　九

〔省　令〕
○日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**総務**六三）　九
○森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第六条に規定する特定間伐等の実施又は助成に要する経費等を定める省令の一部を改正する省令（**同**六四）　九
○健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（**厚生労働**七五）　九
○森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（**農林水産**四五）　九
○エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係省令の整理に関する省令（**経済産業**二九）　九

〔告　示〕
○平成二十五年度地方債同意等基準を公表する件の一部を改正する件（**総務**二四八）　八
○平成二十五年度地方債充当率を公表する件の一部を改正する件（**同**二四九）　八
○事業者等が行うエネルギー及び特定物質の使用の合理化並びに再生資源の利用の促進に関する自主的な努力の指針を廃止する告示（**財務・農林水産・経済産業・国土交通・環境**一）　八
○エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法第十条第二号の規定に基づく財務大臣及び経済産業大臣の指定する機関を廃止する告示（**財務・経済産業**四）　八
○平成二十五年度における高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者納付金等の額の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額を公示する件（**厚生労働**一八九）　九
○エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法第二条第七項第三号、第五号及び第八号に規定する経済産業大臣が指定する技術を廃止する告示（**経済産業**一四七）　九
○平成五年建設省告示第千六百二十七号を廃止する件（**国土交通**五三六）　九

〔官庁報告〕
官庁事項
内閣官房に危機管理審議官を置く規則の一部を改正する規則（内閣）　九

本号で公布された法令のあらまし

◇成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律（法律第二一号）

（総務省）

一　公職選挙法の一部改正関係

1　成年被後見人に係る選挙権及び被選挙権の欠格条項の削除

成年被後見人は選挙権及び被選挙権を有しないものとする規定を削除することとした。（第一一条第一項第一号関係）

2　代理投票における補助者の要件の適正化等

㈠　代理投票における公正確保の努力義務

「身体の故障又は文盲により自ら公職の候補者の氏名等を記載することができない」から「心身の故障その他の事由により自ら公職の候補者の氏名等を記載することができない」に改めることとした。（第四八条第一項関係）

㈡　代理投票における補助者は、投票管理者が「投票所の事務に従事する者のうちから」定めるものとした。（第四八条第二項関係）

㈢　不在者投票管理者は、市町村の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち会わせることその他の方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならないものとした。（第四九条第九項関係）

二　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律の一部改正関係

電磁的記録式投票機による代理投票等についても、一2㈠及び㈡と同様とした。（第七条第一項、第二項及び第四項関係）

三　日本国憲法の改正手続に関する法律の一部改正関係

1　成年被後見人に係る憲法改正国民投票の投票権の欠格条項の削除

憲法改正国民投票の投票権についても、一1と同様とした。（第四条関係）